

一札」。

弥兵衛(庄屋): 宝暦14年(1764年)。出典: 越智太兵衛伝「櫟本領へ水車取組二付一札」。

市本村(市枝村):

理右衛門(総代): 享保12年(1727年)。出典: 越智太兵衛伝「櫟本領かうの町川堀一札下案」。

佐平次(総代): 享保12年(1727年)。出典: 越智太兵衛伝「櫟本領かうの町川堀一札下案」。

儀助(庄屋): 宝暦14年(1764年)。出典: 越智太兵衛伝「櫟本領へ水車取組二付一札」。

幸前村:

九郎兵衛(庄屋, 移住後): 正保4年(1647年)。出典: 越智太兵衛伝「古庄屋九兵衛事歴書上控」。

若槻庄:

弥九郎(沙汰人, 名地主): 文明2年(1470年)。出典: 大乗院寺社雜事記(文明2年御米事伺申)。

発志院村

源兵衛(年寄): 享保18年(1733年)。出典: 越智太兵衛伝「抜地得庄屋給米二替ヘラレ度御願」(抜地願の連署)。

喜兵衛(年寄): 宝暦14年(1764年)。出典: 越智太兵衛伝「櫟本領へ水車取組二付一札」(水車取組一札の連署)。

〔凶作難渋人御救願状〕 嘉永3戊午12月日 (差出人) 発志院村 庄屋 太兵衛 年寄 兵作 同断 他2人名前略

周辺村

額田部村:

源七(年寄相当, 百姓連署): 元和3年(1617年)。出典: 南都御奉行所(氏神祭頭争いの覚書連署)。

清右衛門(年寄相当, 百姓連署): 元和3年(1617年)。出典: 南都御奉行所(氏神祭頭争いの覚書連署)。

源六(年寄相当, 百姓連署): 元和3年(1617年)。出典: 南都御奉行所(氏神祭頭争いの覚書連署)。

甚次郎(年寄相当, 百姓連署): 元和3年(1617年)。出典: 南都御奉行所(氏神祭頭争いの覚書連署)。

櫟本領:

佐平次(年寄相当, 総代): 享保12年(1727年)。出典: 越智太兵衛伝「櫟本領かうの町川堀一札下案」(川堀一札の連署)。

市本村(市枝村):

喜兵衛(年寄): 宝暦14年(1764年)。出典: 越智太兵衛伝「櫟本領へ水車取組二付一札」(水車取組一札の連署)。

44

大和郡山市史 資料集所収の文政七年（1824年）発志院村庄屋太兵衛退役願の下書。老衰・病気による退役願い、村方入札による跡役選定、仲吉三郎への引継ぎ、御地頭五師中・年預への上申過程を詳述。庄屋の長年勤仕に対する格別扱いを記す村政史料。

大和郡山市史 資料集（468項など、国会図書館請求記号216.5-Y539y）

国会図書館へ

より引用→

多聞院長實房英俊之記三十天正十二年六月

文政七甲申年二月五月廿日迄之事
庄屋退役願之下書ノ写し在

猶又跡役被仰付い時礼祝儀

遺方書印在

太兵衛六拾壹才也

太兵衛庄屋退役願ノ下書、御地頭五師中様預代官様年預へ差出シ申い、是八先年ノ例ニ御座いニ付、願上ケゆ、当申年二月六日年預様へ書付出し左之通り也上ケい

御年預、留松文次様 同断中西左近様

乍恐御願奉申上い

一、私儀先年6年久敷庄屋役被為仰付難在奉畏庄屋役相勤來りい処、近年老衰仕、殊更病気に付、歩行も難成いニ付、代人ニ而相勤い儀奉恐入いニ付、何卒庄屋退役仕度奉存い故、乍忍御願奉申上い、右申上い通り病氣ニ而歩行も難仕いニ付、何卒御憐愍ヲ以庄屋退役被為仰付いハ、難在奉存い、猶又庄屋跡役之儀、村方入札成共、又ハ村方る実躰成者申上いヘ、其人江庄屋跡役被為仰付い様、御堅慮宜敷御願奉申上い、右申上い通り、何卒私儀庄屋退役被為仰付い、御慈悲と千万難在奉存い、以上

文政七甲申年二月六日

発志院村 願主太兵衛印 年寄多十郎印 同断惣五郎印 組頭惣代権平印 同判甚助印

御地頭様 御五師中様 御年預中様

右之通り御年預様へ願書差上ケい処、願書年預へ預リ置被遊、猶五師中様へ申上ケ、此方が沙汰ニ及可申い間、差扣へ罷帰り候様被仰付い

其後度々御伺イ申上い所、段々御志かり為四月廿六日被仰ゆニハ先太兵衛儀が

長、庄屋役相勤いニ付、此度庄屋退役之御赦免被成い、猶又御寺務様へ申上ケ
い様被仰付而、庄屋跡役之儀、仲吉三郎、被仰付積リニ被仰付い也、親々な庄
屋役長、相勤い事故、格別之筈ニ御座いと被仰い也

右之通り五師様御年預四月廿六日被仰付いニ付、御寺務様へ書付差上ケい下
書、左之通り願上也

一、長、庄屋無滞相勤い事故、御ほうびもと思召御咄しも被成いと御咄し被遊
い、已上是メ御寺務様へ願書差上ケぬ下書、左之通り

乍恐御願奉申上い 発志院村 庄屋太兵衛

一、右私儀先年メ庄屋役被為仰付、難在奉畏、年久敷御役儀相勤罷在い処、
追々老衰仕、殊更近來多病ニ而御役儀相勤兼いニ付、是迄代人ヲ以御役儀相勤
居い得共、自然不調法之儀在之いへ、奉恐入い故、何卒私庄屋役仕度奉

45

大乗院寺社雜事記 第4巻所収の庄屋沙汰人記述。庄屋沙汰人が不法無沙汰、他領中止住で門跡難
義とし、発志院之内に器用軀を早々仰付けるべきとする寺社運営記録。

大乗院寺社雜事記 第4巻 尋尊大僧正記（254項、請求記号554-213）

[国会図書館へ](#)

庄屋沙汰人、事不法無沙汰仁軀也、剩他領中ニ止住爲門跡難義也、發志院之内ニ
器用軀可被仰付之事、此条尤也、早々可申付云々、以上（庄屋沙汰人が同義）

46

日本歴史地名大系所収の横田庄項。延久二年（1070年）興福寺雜役免帳記載の興福寺莊園で、
条里制区画を詳述、場所を奈良市発志院町付近と推定した地名史料。

横田庄（日本歴史地名大系451項、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記
号GB11-44書誌ID000001531354）

[国会図書館へ](#)

奈良県の歴史地名である横田庄は、1070年（延久2年）の『興福寺雜役免帳』に
記載される興福寺の莊園です。同史料にはその面積や「条里制」による土地の区
画が詳細に記されており、これらの記述を分析した研究（平凡社『日本歴史地名

大系』等)によって、その場所は現在の奈良市発志院町付近にあたると推定されています(参考:日本歴史地名大系 第30巻(奈良県の地名)(482項、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号GB11-44書誌ID000001531354))。

47

大乗院寺社雑事記総索引下巻(地名・件名篇)所収の地名一覧。ハシノキン(大和国横田荘発志院)、発志院(大和国横田荘・東発志院・奥発志院)、発心院(発志院音通・近世橋院郷)、橋本(南都七郷不開御門郷)、橋院(菩提山検断地)、東発志院・二条西発志院・法隆寺小別当などのページ数記載を示す索引史料。

大乗院寺社雑事記総索引下巻(地名・件名篇)(62コマなど、請求記号GB231-E1書誌ID000002001227)より引用[国会図書館へ](#)

●ハカタは博多や筑前国であったとされる

大乗院寺社雑事記総索引下巻(地名・件名篇)

●ハシノキンは大和国横田荘発志院で地名の発志院であったとされる

(大乗院寺社雑事記総索引下巻(地名・件名篇))

●ハヰトヒは大和国城下郡海智荘であったとされる

(大乗院寺社雑事記総索引下巻(地名・件名篇))

●羽津里井荘は大和国城上郡であったとされる

(大乗院寺社雑事記総索引下巻(地名・件名篇))

●法印院はページ数のみ

(大乗院寺社雑事記総索引下巻(地名・件名篇))

●馬場殿・馬場院は南都であったとされる

(大乗院寺社雑事記総索引下巻(地名・件名篇))

●馬場山はページ数のみ

(大乗院寺社雑事記総索引下巻(地名・件名篇))

●萩生荘は大和国宇陀郡であったとされる

(大乗院寺社雑事記総索引下巻(地名・件名篇))

●箸尾は郷や大和国広瀬郡で人名・箸尾)は京極であったとされる

(大乗院寺社雑事記総索引下巻(地名・件名篇))

●橋院(菩提山検断地)

は京極であったとされる

大乗院寺社雑事記総索引下巻(地名・件名篇)

●橋本は南都七郷不開御門郷であったとされる

大乗院寺社雑事記総索引下巻(地名・件名篇)

●発志院は大和国横田荘や地名の大発志院や地名の東発志院や地名の奥発志院であったとされる

(大乗院寺社雑事記総索引下巻(地名・件名篇))

- 発心院は発志院と音通で近世橋院郷であったとされる
(大乗院寺社雑事記総索引 下巻 (地名・件名篇))
- 服莊は大和国平群郡であったとされる
(大乗院寺社雑事記総索引 下巻 (地名・件名篇))
- 原田莊は摂津国や官符領神供料田や地名の六庫莊であったとされる
(大乗院寺社雑事記総索引 下巻 (地名・件名篇))
- 東九条は郷であったとされる
大乗院寺社雑事記総索引 下巻 (地名・件名篇)
- 東馬場はページ数のみ記載されている
大乗院寺社雑事記総索引 下巻 (地名・件名篇)
- 稗田莊は大和国添上郡や御室領であったとされる
大乗院寺社雑事記総索引 下巻 (地名・件名篇)
- 東池は南都であったとされる
大乗院寺社雑事記総索引 下巻 (地名・件名篇)
- 東大垣は大和国十市郡であったとされる
大乗院寺社雑事記総索引 下巻 (地名・件名篇)
- 東里郷は南都七郷東御門郷であったとされる
大乗院寺社雑事記総索引 下巻 (地名・件名篇)
- 東芝辻子郷は南都七郷穴口郷であったとされる
大乗院寺社雑事記総索引 下巻 (地名・件名篇)
- 東野田郷は南都七郷東御門郷であったとされる
大乗院寺社雑事記総索引 下巻 (地名・件名篇)
- 東御門郷は南都七郷であったとされる
大乗院寺社雑事記総索引 下巻 (地名・件名篇)
- 東発志院と東大寺と東大寺郷と東大寺西院と奈良と奈良坂と南都と南都七郷と南都南北郷と二条西発志院と法隆寺小別当と長谷寺と桑実寺小別当はページ数のみ記載されてる
大乗院寺社雑事記総索引 下巻 (地名・件名篇)
- 西室は東大寺であったとされる
大乗院寺社雑事記総索引 下巻 (地名・件名篇)

47良信、門跡

『大乗院文書』の解題的研究と目録所収の良信関連。発心院僧正御房として圓光院殿御息、鷹司基忠の子で四歳時下向、寺務経歴後発心院御房還着、四十二歳入滅。建長七年三重塔造立に本尊尺迦如来身中納普賢寺殿御護・招提寺御舍利一粒、門跡の守護を記し、信憲僧正（修禪院本願）・亮信僧正（発心院本願）の号本願崇奉を示す門跡系譜史料。

『大乗院文書』の解題的研究と目録：お茶の水図書館蔵成賓堂文庫 上 (105項、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号UP171-238書誌ID000001766439) より引用

[国会図書館へ](#)

良信、奉10發心院僧正御房、圓光院殿御息、鷹司基忠歲御下向、先着御東門院、其後入御

良信、四歳之時御下向御還講以下御所建無相違而寺務兩三度御經歷之後、南都兩門跡雜務付宿老可御還着之由の勅定嚴密被仰下之間、後發心院御房御還着、仍此僧正御房

御年四十二御入滅了

(略)

地蔵堂再修焉、御所祖號發心院稱之、勤行始行之、爲末代修理檜木山被殖之畢、建長七年二月三重塔一基造立之、仍本尊尺迦如來御身中被納普賢寺殿御護并招提寺御舍利一粒可有御守護前後之門跡云、然間信憲僧正御房號修禪院本願亮信僧正御房亦發心院本願候、殊號本願當山奉崇候者發心院殿御事候、簣川、庄號、修禪院者號發心院御所院號候也

48

『大乗院文書』の解題的研究と目録所収の天正五年（1577年）九月六日楊本庄八朔用途事。壹石五升の庄屋上分、発志院領として盆供米・内山夏事奉行分を記した領地経済史料。

『大乗院文書』の解題的研究と目録：お茶の水図書館蔵成簣堂文庫 上（270項、デジタルコレクション有り、請求記号UP171-238書誌ID000001766439）

[国会図書館へ](#)

より引用→

天正五年九月六日

楊本庄八朔用途事

壹石五升 庄屋上

此三分六三斗四升九合九匁也、大御所、參い萊山寺壺錢、三嶋名庄、楊本庄盆供米、小大田庄、楊本庄、内山夏事奉行分之事、萊山寺、内山夏事奉行分殘、
發志院領

49

橋本弥六。多聞院日記 第5巻所収の天正十年（1582年）二月記述。成身院からの順慶上洛付談合（上遷宮・惣國反錢・勘落修理・寺門成・納所方）、瓦屋・新造屋・十三重納所の奉行定め、

群山への札で橋本弥六殿に廿疋を記す経済沙汰史料。三月記述で新造屋本番讀師初門参籠、日中飯用意の寺社日常記録。

「橋本弥六」について多聞院日記 第5巻(巻41-巻46) 附録(巻1-巻5) (254項、国会図書館デジタルコレクション有り、出版年月日昭10至14請求記号640-324書誌ID000000723487書誌ID000000871371、[リンク](#)より引用→

多聞院日記 第5巻 (254項、国会図書館デジタル有り、請求記号210.48-E38t-Tk書誌ID000000871371) より引用→

天正十年二月

一同廿日午貝時分成身院ヨリ新四郎使ニテ今日順慶上洛付、職中江可有談合子細之在之間、午貝時分成身院邊江職中各可被相寄由間、則各參仕了、子細者松權豊修兩使以五ヶ條私覺條數談合也、

一上遷宮之事

一惣國反錢始末如何事

一勘落方以可被加修理事

一寺門成之事

一納所方之事

瓦屋・新造屋十三立此三ヶ納所觀禪院尺迦院・寶壽院可有奉行之事

以上

條趣御馳走尤不及是非事也、併寺社御神忠之專一不如之儀也能相意得兩人可被申入旨被申渡者也、

一同廿一日西屋二參籠畢、讀師初門也入番會合在之、同廿四日西屋讀師初門之間、爲祝儀日中飯用意之、汁貳・菜六、引物引フ、チテサウメン・ニクミ、菓子五種、十疋宛引之、他屋衆マテ以上十人、表祝儀畢、

一同廿四日午貝定於東室納所定集會相催畢、瓦屋納所之儀、如先規爲學道可被相定旨、供目代江被命畢則寶壽院合點成滿以治定了、

一新造屋納所者不及合點、尺迦院治定旨一決了、學道ヨリモ可有奉行旨書狀到來了

一十三重納所之事者、六方手取之間、於學侶者不及其沙汰、自六方觀禪院、治定旨也、

件之納所此數日無一途不可然由各相存處、去廿日より官符兩使被差上、以相談上令一

一同廿八日早朝ヨリ群山へ礼二罷下畢折紙#三荷・三種、順慶、二百疋松縫、百疋中伊、百疋森猪、五十疋主水、五十疋岡崎、五十疋豊修、貳荷・三種、大方殿、卅疋福但、二荷・三種、松權、折紙副之、百疋弥次郎殿、卅疋壽全、廿疋兵部、廿疋源吉、廿疋弥四郎、五十疋中村殿、廿疋橋本弥六殿、

以上

三月

一自朔日新造屋本番讀師初門參籠畢、

二日、日中飯用意之、他屋衆七人以上十人也、汁二、茶六、引物在之、引ツ、ケ
サウメン、引ソエコンニヤグ、菓子五種如形祝儀表畢、
一三日專當節供料而算主・堂達・諸進三人、五十文代米壹斗宛下行畢、

9:49



56:55

VoLTE 79



dl.ndl.go.jp/pid/12



途珍重々々

一同廿八日早朝ヨリ群山ヘ礼ニ罷下畢(郡)參十石

代米壹斗宛下行畢、

三荷三種

サウメン廿把百本把二把三把四把五把

伊百疋森猪五十疋主水五十疋岡崎五十疋豊

修、

貳荷三種

サウメン廿石松權折紙副之百疋

百疋

松權折紙副之百疋松權

全廿三兵部廿疋源吉廿疋弥四郎五十疋中村

殿廿疋橋本弥六殿、

以上

三月

一自朔日新造屋本番讀師初門參籠畢、

二日、日中飯用意之、他屋衆七人以上十人也、汁二、菜六、引物在之、引ツ、ケサウメン、引ソエコンニヤグ、二クミシキタケ、菓子五種如形祝儀表

内、可有用
内甲一帖、
文茶一器、
内申付、ス
止、新造屋
置キ直
(私力)
一別ニ在
止刻堂達
國衆自
城迄先
者在奈
衆事他
弓矢天
也、
一即送傳

17:10



50:49

VoLTE 28



dl.ndl.go.jp/pid/29

途、珍重ここ、

蓮成院記錄三

一同廿八日早朝ヨリ群山(郡)へ礼ニ罷下畢参十石折紙并三荷三種サウメン百本サウメン甘把、

順慶、二百疋松縫、百疋中

伊、百疋森猪、五十疋主水、五十疋岡崎、五十疋豊

修、

貳荷三種

大分殿、卅疋福但、二荷三種

大方殿、卅疋福但、二荷三種

大分殿、卅疋福但、二荷三種

大分殿、卅疋福但、二荷三種

大分殿、卅疋福但、二荷三種

大分殿、卅疋福但、二荷三種

大分殿、卅疋福但、二荷三種

貳荷三種サウメン

大分殿、卅疋福但、二荷三種

大分殿、卅疋福但、二荷三種

大分殿、卅疋福但、二荷三種

大分殿、卅疋福但、二荷三種

大分殿、卅疋福但、二荷三種

大分殿、卅疋福但、二荷三種

大分殿、卅疋福但、二荷三種

大分殿、卅疋福但、二荷三種

貳荷三種サウメン

大分殿、卅疋福但、二荷三種

大分殿、卅疋福但、二荷三種

大分殿、卅疋福但、二荷三種

大分殿、卅疋福但、二荷三種

大分殿、卅疋福但、二荷三種

大分殿、卅疋福但、二荷三種

大分殿、卅疋福但、二荷三種

大分殿、卅疋福但、二荷三種

貳荷三種サウメン

大分殿、卅疋福但、二荷三種

大分殿、卅疋福但、二荷三種

大分殿、卅疋福但、二荷三種

大分殿、卅疋福但、二荷三種

大分殿、卅疋福但、二荷三種

大分殿、卅疋福但、二荷三種

大分殿、卅疋福但、二荷三種

大分殿、卅疋福但、二荷三種

殿、廿疋橋本弥六殿、
殿、廿疋兵部、廿疋源吉、廿疋弥四郎、五十疋中村

50

多聞院日記 第1巻所収の天正十年十一月記述。橋本之橋近所路次の沙汰で、七郷人夫に修理申付、庄屋・百姓の不審申立てを示す橋本関連の寺社運営史料。

多聞院日記 第1巻（62項、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号

210.48-E38t-Tk書誌ID

000000871371）[国会図書館へ](#)より引用→

より引用

天正十年十一月

一十五日、辰市東九條人夫、鷹山屈之用可召仕之由、越智代堤之勘解由左衛門申云、不可叶由五師一同之書狀令申遣了、重而自學侶道乘承仕遣之、雖及如何様之儀、全分不可叶由問答、然而無承諾之儀、所詮定而可付譴責使歟、其時無力寺門一同可及散儀之由一決了、力寺門一同可及散儀之由一決了、御領内也、如此課役先例無之由歡申候間、於西九條者、改非五師知行之在處、寺社之領上者同勘解由左衛門討方へ申遣了、沂全是方定而任雅意、以譴責使可令催促敗之間、其時者無力寺門而隨注進、以人勢可及嚴蜜之沙汰之由申含、辰市百姓下了仍今日學侶東室集會、此之趣一決了、

同日、大安寺祭礼之事、東九條与八條座敷之論依無一途、先祭礼之事相支畢、然三近日自彼寺祭礼始行之事、早~無爲可預御許可、可沙汰之由書狀度、上之了、然而于今無許可者也、尤於相論者、早々令一定、祭礼始行可然、雖然兩方無流上者忽兩方令出仕者、可及鬪諍之條、不可然之間先延引了、又兩郷之出仕先止之、大安寺郷計令出仕可有始行之由雖令成敗、八條方無承引上者此儀又以不叶者也、同日、橋本之橋之近所路次無正躰之間、沙汰物行國仕丁、唐院之學侶也集會所二召寄、以七郷人夫石井土以下持、早可沙汰由申付之同七郷人夫二、馬場三ノ印ノ邊木根ヲ取り可置出由申付之、又走井之樋之事同申付了、次二馬出橋之事、重而生馬庄=申付了、彼庄民罷上申候云、以修理之儀可預許可由申候間、不可叶由申了、先例修理之通若不叶事殿、

同日、辰市四郎五郎來云、夫料相懸田之内、二百文ツ、懸ト百文ツ、懸ト在之、其内二百文懸田、今月分一反ト十二月分二反下自昔無之云と、隨而今月百文、來月二百文、毎月一貫五百文進處、兩月、可減云、百文ツ、懸田、惣而廿四反若在之者不可減云、彼物麁謀多少不審ナ

51

地下家博附録所収の安政元年十二月十日家伝目次。内舎人（神原、元浜崎改橋本又中川）、主水司（橋本）、番長（家）（橋本）、上北家（橋本）、大炊御門家（橋本）など橋本家が複数家伝に登場。御門跡方（御室）の坊官・大夫として橋本を記し、門跡相法家（一門・大門）の侍候人承仕家別を示す家系史料。

地下家博 附録（日本古典全集 第6期〔第9〕 1736項、（国会図書館請求記号 081.6-N685-M書誌ID000000872939）[国会図書館へのリンク](#)）より引用→

安政元年十二月十日於非藏人口兩頭
諸大夫官人等家傳自往古洋進之處當夏御燒
失來年四月中(迄)、注進候様被命候事

●家傳目次（雖可有職分之甲乙及其家々舊新當時以地下次第序班列之）

外記方

官方

内舎人 内海（元駒井 改伊庭十七代） 神原（元浜崎改橋本又中川 十代）

主水司 橋本（九代）

瀧口

近衛府 調子（三十二代）（庶）調子（十代）

番長（家） 進藤（三代） 橋本

院司

上北家

小森 安田 橋本

諸大夫舊家同庶流（家）同新家（附）侍

近衛殿 進藤

花山院家 山本

花族方已下以當時次第列之

大炊御門家

橋本 山本 上田

（侍）岩崎（一代）岡本（一代）松井（五代）

久我家

森 春日 竹村（3代後断絶）（庶）辻

（侍）林（四代） 小嶋（四代） 河原（一代）

第二十四卷 三條家 西園寺家 德大寺家 今出川家

第二十五冊 花山院家 大炊御門家 醍醐家

第二十六冊 久我家 廣幡家

三條家 (庶) 入江 森寺 (至常邦六代) 丹羽 森嶋 (一代中絶) (侍) 柳田
(二代) 柏木 (二代)

西園寺家 西村 井上 (戸) 蘆田 (至珍位六代) 幸前全

正親町三条 加田

御門跡方坊官諸大夫侍法師侍候人承仕家別

言家

御室

(坊官) 高橋 成多喜 一條 芝築地 手島 土橋 長尾 橋本

(大夫) 若林 杉本 高橋 小幡 同久富 吉田 本多 矢守

(侍) 谷 廣瀬 上田 山崎 河窪

嵯峨

(坊官) 井關 野路井 衣笠 三上 永田

(大夫) 川窪 石塚 勢多 野路井

(侍) 中澤 森

相法家

一門 (一乗院宮)

(坊官) 内侍原 高天 二條 北小路

(大夫) 中沼 前田 中川

(侍) 宇野

大門 (大乗院)

(坊官) 南院 多門院 福智院

(大夫) 原 松本 杉田 多田

(侍) 渡邊 中御門 上田

本願寺 下間

佛光寺 稲田

候人

若王子 三上 三上 (号松坊) (庶) 三上 伊藤 (号岸坊)

住心院 内藤 嶋

喜多院 上田

松林院 山本

日嚴院 藤井 多喜坊

報恩院 宇野 葛西

多聞院日記索引所収の発心院（発志院・ハシノ院・ハシノキンなど）関連。発心院善堯房・善賢・善舜房・善勝房・孫右衛門・長胤・祐算を挙げ、橋本（橋本ノ左馬・橋本彌六）・橋坊（ハシノ坊など）を人名・地名として索引化。

多聞院日記 索引「発心院＝ハシノ院等」「橋本」について（国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号210.48-E38t-Tk書誌ID000000871371）[国会図書館へ](#)より引用→

発心院は發志院や發院や發心やハシノ院やハシノキンやハシキンのことを指しており、發心院善堯房や發心院善賢や發心院善舜房や發心院善勝房や發心院孫右衛門や發心院長胤や發心院祐算が索引に出てきており、橋本や橋本ノ左馬や橋本彌六も索引に出てきており、橋坊ははしの坊やハシノ坊やハシ坊を指している

53

多聞院日記第4巻所収の天正十八年五月記述。橋本左馬を祢宜として死亡記事を記し、神道究能の若者で不思議の病により死去と評す神人関連寺社記録。

「橋本左馬」について多聞院日記 第4巻(巻32-巻40) (235項、請求記号640-324書誌ID000000723487著者

英俊 [等著] [他]) [国会図書館へ](#)より引用→

天正十八年五月

十一日社參了、日中飯やと來、於吐山五十石可請取之通、迷惑之由申分處、大旨於爰元可渡之通、一段安堵也、

一神人孫左衛門死了、六十六才ト、近年大納言殿叶御意、御神供以下職満足了、ミテレハカクル習也、圍碁ノ上手、ウタイ藝能スクレテ一段祢宜二八惜キ仁也
橋本左馬ト云祢宜モ先段若者也、不思議ノ病煩テ死了、是、神道ヲ究若者也、不思議ノ病煩テ死了、是、神道ヲ究能才覺モ福有无不入事也、生者必滅、勿論ここ、一大門御祈禱ニ信讀執行ノ事木阿申來、尤可然之通申了、可相催之也、
一深圓、山田ヨリ被歸了、



取之通、迷惑之由申分處、大旨於爰元可渡之通、一段安堵也。

一神人孫左衛門死了、六十六才ト、近年大納言殿叶御意、御神供以下職満足了、ミテレハカクル習也、園碁ノ上手、ウタノ藝能スクレテ一段祢宜ニハ惜キ仁也、橋本ノ左馬ト云祢宜モ先段若キ者也。不思議ノ病煩テ死了、是ハ神道ヲ究タル仁也、是又神人ニハ惜キ事也云々、藝能才覺モ福有モ不入事也、生者必滅、勿論々々、一大門御祈禱ニ信讀執行ノ事木阿申來、尤可然之通申了、可相催之也、

一深圓、山田ヨリ被歸了、

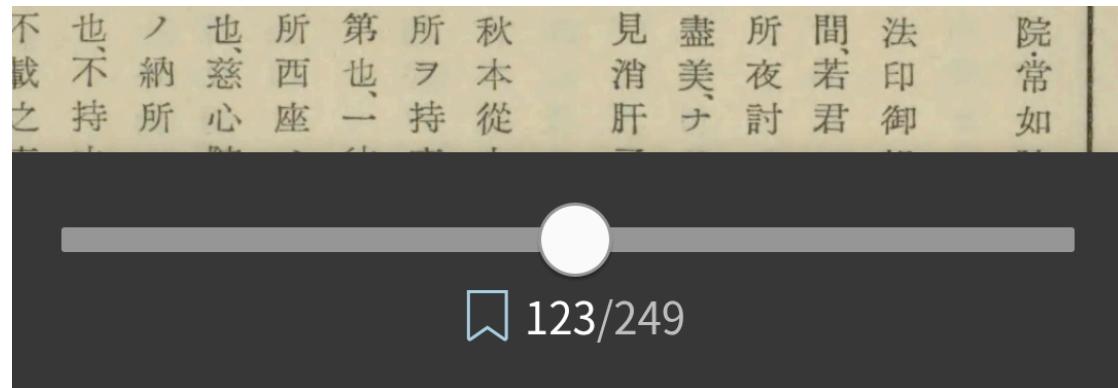
○甚六飯一重・汁(飲)
イリシセン・菜・マ・ン・酒以下持來、煩之至也、惣珠院幸被來間覗了、長善、中院ニコモル、

十二日、明日米一斗五升白ニツカセ了、原三郎雇

之、南井坊・青龍院・蓮成北法印申入了、

一大政所御歸付、從一庵金銀絹布ハ御完備之三尺ニ車ヲ作、堀川御以下、金物・ホリ物・作花テ於金藏院仕立了、一入造作、無用ノ費也、

十四日、常光院跡納所西ヘト被仰出了、西座納然是悲ナラハ御意次トテ不一途云々、誠納歟、加徵ハ中院ノ納所持了、是ハ寺門ノ合點召仰ノ納所也、相替事可持之交名ニ、西座全



54

仮系譜：発志院（ハシノ院）系 → 橋本兵作

仮系譜（要旨）—発志院（ハシノ院）系 在地家→橋本兵作

発志院（大乗院門跡の院家）に付属する在地被官・神人（祢宜）層→（制度的継承）→横田庄／発志院の下司・沙汰人層→（戦国期の具体名）橋本 弥六（天正10年=1582）／橋本 左馬（祢宜、天正18年）→（近世）橋本 喜久右衛門（公事方）や（幕末）橋本 政方（與力）や（養子系）橋本藤一（政孝、二階堂流藤原氏出身（中條氏））や（幕末）橋本 兵作（士族、明治九年三月没）

総合的な評価：現時点での最良推定。発志院=ハシノ院の制度的関係と、16世紀以降の多聞院日記・近世家譜等が整合。

G0（制度的起点）

発志院（發心院／ハシノ院）——（大乗院門跡に付属する院家）

根拠：大乗院寺社雜事記・大乗院領研究（門跡相承の制度）。

G1（中世～室町期の在地被官層）

在地被官・沙汰人（無名世代）——（機能）荘園管理／供米・法会料所の現地運営

根拠：横田庄・発志院関係史料（大乗院文書、郡山史）。

G2（戦国期：一次名出現）

・橋本 弥六（はしもと やろく）—**天正10年（1582）**：多聞院日記（納所割当に「廿乃橋本弥六殿」）。

役割：納所／寄進割当に名を連ねる在地実務者。

根拠：多聞院日記 第5巻（一次）。

・橋本 左馬（はしもと さま）—**天正18年（1590頃の記載）**：多聞院日記に祢宜（神人）として死亡記事。

役割：祢宜＝神職（春日系の神事担当）。

根拠：多聞院日記 第4巻（一次）。

（注）弥六と左馬は同地域・同日記体系で出現。神職（祢宜）と納所担当が同一家に混在するのは、院家配下の在地家の典型パターン。

G3（近世）

- 橋本 喜久右衛門（江戸期）—公事方等、発志院／寶庫関係の実務に関与。

根拠：国史論纂等、寺社記録（近世二次+家伝）。

G4（幕末）

- 橋本 政方（與力）—与力職、家督的役割。

根拠：近代系譜・近現代伝記（類聚伝記、大和人物志）。

G5（養子関係）

- 橋本 藤一（政孝）—二階堂流藤原氏中條肥次長男で橋本家へ養子、当主を継承（文政5年生～明治19年没）。

根拠：大和人物志、[国会図書館のページへ](#)

10:17 LINE 🔍 7° • (⌚) ⚡ LTE 74



dl.ndl.go.jp/pid/9



江戸時代

七二六

て百方盡力し、王師を煩すに至らずして止みしは、藤一の力多きに居れりといふ。
尋て鎮撫總督府に召され、王政維新の後は奈良縣少屬となり、企畫周到、良吏の譽
ありき。後、職を辭して手向山神社祠掌となり、明治十九年十一月五日病みて歿す。
年六十五。墓は白毫寺にあり。その碑碑に曰く、

君名政孝、字子友、帶川其號、通稱藤一、中條肥次之長男、養於橋本政方、君嗣其家姓
藤原、本氏二階堂、世居相模、後移紀伊橋本、因氏八世祖政長、天和三年辟奈良奉行
部下與力、子孫襲其職、遂爲和州奈良人、君既嗣家、簿書訟獄莫不適其宜焉、戊辰變
革、十津川吉田俊男首唱尊王大義、與君及中條正心周旋其間、而不至煩王師者、君
之力居多、尋辟鎮撫總督府、後任奈良縣少屬、明治四年歸田、其後爲手向山神社祠
掌補訓導、君聰訟最盡、其情置事周密、至槍法火器之術、悉得其神傳、又嗜國詩及北
畫、旁通猿樂之技、君以文政五年十月十五日生、明治十九年十一月五日以病歿、享
年六十有五、葬于奈良東南白毫寺村先塋之次、配山下氏舉二男、先死、繼配其妹、長
男平三承家。

西京處士春日仲淵撰並書

G6 (幕末～明治)

- 橋本 兵作 (永世家禄 (奈良県立情報図書館の職員がデジタルフィルムの現物を確認済み、明治7年で発志院村で「橋本」は1人だけです。家禄奉還願は奈良県立情報図書館に行って私が確認してコピーを取ってきた画像です。) (奈良県立情報図書館、マイクロ情報:有、フィルムID:811013157資料ID556000114請求記号1M710d所在書庫1、[奈良県立情報図書館へのリンク](#))、明治七年二月ヨリ八年七月ニ至ル 旧郡山県之部 家禄奉還願 (発志院で唯一の士族が橋本兵作である) (奈良県立情報図書館フィルムID:811013157、p.144) より) 士族、発志院在住 (戸籍謄本)) (明治九年三月没)

主要出典 (抜粋)

多聞院日記 (第1,4,5巻) — 天正期の個人記事 (一次)

大乗院寺社雑事記／大乗院文書 (門跡・発志院関連)

地下家伝 索引 (日本古典全集) — 坊官名簿等の索引

国史論纂、発志院文書目録 (橋本兵作が年寄兼務)、永世家禄 (奈良県立情報図書館の職員がそのデジタルフィルムの現物を確認済み) (奈良県立情報図書館、マイクロ情報:有、フィルムID:811013157資料ID556000114請求記号1M710d所在書庫1、[奈良県立情報図書館へのリンク](#))、

明治七年二月ヨリ八年七月ニ至ル 旧郡山県之部 家禄奉還願 (発志院で唯一の士族が橋本兵作である、明治7年で発志院村で「橋本」は1人だけです。) (奈良県立情報図書館フィルムID:811013157、p.144) より)、類聚伝記 (近代伝記)

注：本系譜は「今ある史料に基づく仮系図」です。墓碑・永世家禄原本 (家禄奉還願は奈良県立情報図書館に行って私が確認してコピーを取ってきた画像です、奈良県立情報図書館の職員がそのデジタルフィルムを確認済み、奈良県立情報図書館、マイクロ情報:有、フィルムID:811013157資料ID556000114請求記号1M710d所在書庫1、[奈良県立情報図書館へのリンク](#))、明治七年二月ヨリ八年七月ニ至ル 旧郡山県之部 家禄奉還願 (発志院で唯一の士族が橋本兵作である) (奈

良県立情報図書館フィルムID:811013157、p.144) より)・戸籍等の一次資料で確定できます。

55

権原市史 史料 第1巻所収の嘉応元年（1169年）十一月十九日東大寺・興福寺間の箕田庄所役裁定文書。発志院を地主とし、代代院主の無妨害、惠印の押取と陳状で地主発志院・負処興福寺進官・東大寺雜役免を記し、東大寺役勤仕を命じる。知院事・別当修理左宮城使左中弁兼文章博士藤原朝臣などの花押を含む寺領争い史料。

権原市史 史料 /第1巻（686項、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号GC176-E6書誌ID000001902133）[国会図書館へ](#)より引用→

一可早令動仕箕田庄所当香菜役事

副下去年六月廿三日東大寺下文案一通

右、彼寺去年八月日解状僕、当庄者当寺建立以降、大仏御仏聖、元代代聖皇以供御稻被分献、於御菜者、以公田三百六十町、毎日供奉年尚、仍代代国司免除所当公事臨時雜役、為往古例之上、去寛弘・万寿被下宣旨畢、然而依為浮免、有旁煩之日、以承保三年定坪被下宣旨、被立券、為永代之寺領、于今所勤仕所役也、依之故大殿下御時、当国檢注之刻、又任旧例被注除已畢、為寺領之条、古今不易沙汰也、則当庄其内也、証文其数也、由緒有限、隨即発志院代代院主全無致妨、而近年惠印始為押取庄民之作手、企相論之間、打留恒例寺役、然而依為領主之靜、寺家強不左右、別雖不進寺解、動對捍所役、爰惠印申状云、於寺役者依為興福寺進官免、有制止之故、不能勤仕者、於此条者、於彼寺比技文書、任道理如本可為東大寺領之由、被裁定先畢、兼又領主条、寛弘之比、彼院主仲安出沙汰之日、当寺所司鴻助依陳申子細、被成長者宣之次、為香菜免之由、又被仰定之後、于今敢無異論、而惠印巧新儀、云作手云負所、恣所致濫妨也、就中沙汰之間、為寺領之由惠印証文度度也者、先於寺役者任先例早可被令勤仕、於領主相論者、理非見于両方申状、且又可被召決彼此之者、大法師惠印今年五月廿二日陳状僕、件田畠者、地主者発志院也、負処者御寺進官、又東大寺雜役免也、既於負処者、可任両寺左右、然非地主進止事敗、仍相待両寺裁報之間、東大寺所司可勤仕東大寺役之由訴申、責勘尤重、隨其催可勤仕東大寺役之旨申畢、于今其役无懈怠勤仕、但自彼寺所送下文状云、若自御寺於有進官役催時者、可致其沙汰者、仍其下文状別紙注之、然則自御寺公文所无御制止之間、可動仕東大寺役之由存知仕、全無關怠勤仕之処、不勤仕之旨被訴申条、訴訟趣非他、只於地主慧印致責勘歟、若爾言語道断非理訴也者、如惠印陳状者、地主者発志院也、負所者興福寺進官、又東大寺雜役免也、然者自興福寺無制止之間、可動仕東大寺役云云、宜以発志院為地主、先令勤仕東大寺役、於興福寺進官者、自本寺出訴之時有左右者（可脱力）、以前両条、依長者宣、所仰如件、不可違失、故下、

嘉応元年十一月十九日 知院事大蔵錄高橋(花押)

別当修理左宮城使左中弁兼文章博士藤原朝臣(花押)民部丞藤原(花押)
蔭子藤原(花押)
知院事刑部錄惟宗
大藏錄安倍
宮内錄大江
右史生高橋(花押)
高橋

56

平安遺文古文書編第七卷所収の長寛二年（1164年）八月廿五日大和國箕田莊文書目録。大仏香菜免箕田庄等證文の巻数・内容を記し、箕田庄内無發志院領不見之由の巻を挙げ、發志院領不存在を示す東大寺文書。

平安遺文古文書編第七巻（470項、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号210.36-Ta573h書誌ID000000851387）[国会図書館へ](#)より引用→

三三〇三 大和國箕田莊文書目録 東大寺文書四ノ八十六

(端裏) 「四卷」

大佛香菜免箕田庄等證文事

合四卷

一卷十八枚定坪付寺牒、國判、康和二年、見彼五町寺領之由、

一卷廿四枚代代寺牒國判 至天喜之、見箕田庄往古三〇町之由、

一卷九枝香菜免官物國檢田付寺家證文、濂和已後至天承

一卷九枚箕田庄内無發志院領不見之由、保延康治比、

已上

右當免文書、雖有其數、且所撰進如件、

長寛二年八月廿五日 (花押)

57

真宗教團開展史(畠傍史学叢書)所収の別当・小別当記述。大乘院末寺福寺で門跡が別当職を有し、小別当を奥發志院持之として派遣維持。他門進出防止のための末寺別当補任権と門跡管理を論じ、横坊善久房・東林院僧正許可の例を挙げる寺社制度史料。

「小別当」「少別当」について、真宗教團開展史(畠傍史学叢書)（75項、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号188.7-Ka494s2書誌ID000000906885）[国会図書館へ](#)より引用→

また、大乗院寺社難事記文明十年十二月廿三日の條には、横坊善久房福智院地蔵堂坊主ニ成之、今日入院了、當堂別當東林院僧正許可也云々、とあり、又、興福寺末寺長谷寺堂社新宮三社の神主は「自別當補任之」して居り、その補任權は長谷寺別當の有する所であった。また、大乗院末寺福寺は「此寺、當門跡別當也」とて、本寺の門跡が末寺の別當職を自ら有して居た。かいる場合は、

「小別當真發志院持之」とて小別當を派遣して、之れを維持したのである。かくの如く、門跡自身別當職を有する末寺は、相當の收入があり、又、由緒ある寺であったのである。大乗院末寺薬師寺も、その別當職は門跡の有する所であり、別當職に附隨する收入は莫大なものであった。その事については、末寺の性格の所で述べるつもりである。又、當、福寺は「藤家氏寺三個内也」と云ふ、由緒ある寺であつた。それ故に末寺は、「自然號有不足之儀改宗旨、代々相傳弃捨諸家餘流興行停止」されて居り、また「諸末寺等本寺可為進退、或領主或代官等本寺不經案内」には、されて居り、また「諸末寺等本寺可為進退、或領主或代官等本寺不經案内」には、自由の計は不可能であつた。又、寺院並びに寺院領が寄進される場合、必ず「於當庵主職撰仁可為本寺住計」き事も規約されたのである。以上の如く、本寺は末寺の別當職の補任權を自己の手に所有したのであるが、然らば本寺は、如何なる人に末寺の別當職を補任したかと云ふに、前に少し觸れた如く、末寺の別當職の中、るものは本寺門跡が之れを有し、又は、本寺僧及び、末寺在住の僧で、本寺と宗派的に同一線上にある事を前提としてこれを補任したのである。かくして、維持される末寺は、宗派的には本寺と同一性格を有するのである。若し、何にかの不注意から他門の僧を任ずる事があれば、その末寺は他寺に奪はれる恐れが多分にあるからである。一例を上げれば、東大寺末寺長谷寺は「代々相承為寺家之末寺東大寺僧次第相繼寺務執行」して來た寺であるが、正暦元年別當仁和寺真末寺を失なつた好例であることは、前述した所である。永以後、興福寺平傳律師の奪ふ所となつたのは、その別當職を他門の骨に任命することによりて、故に極く止むを得ぬ場合の外は、寺領の庄務を他門の僧侶に扱はせる事はなく、夢窓図師語錄拾遺には、

とて、寺領庄園支配に於いて、近くの庄園は、寺僧に支配させるが、遠國の庄園でそれが出來ぬ所は、その人選に最深の注意を拂つて居るのである。そして、末寺の住持の選擇には一層の注意を拂ひ、「本寺長老三會院塔主井門弟老僧相共和會而請之門弟之中無其器」き時は止むを得ず、「他門之人」を任じ、それも「其寺規矩宜準本寺、一朝長者不可自恣而行」との事を要求しての上であり、古者の云へる、「云千年常住一朝僧」と云ふ言葉を引用し「思」之」語拾ふ可しと、記して居るのを見ても、本寺が如何に末寺の喪失を恐れたかを物語るものであらう。

それは云ふまでもなく、末寺の住持の本寺よりの離脱は、末寺の喪失を意味し、末寺の喪失は寺領の喪失を意味し、寺領の喪失は、中世の諸寺院が等しく寺領庄園にその經濟的基礎を置きそれそして、自門領庄園内の末寺別當職を通じて、他門の勢力の進出を恐れたのみならず、權門、勢家の勢力の侵入を防ぐ爲めにも、公文、政所等の補任の際、その詩文には、「若當莊内有可數申子細之時、每事申入寺家、可仰成敗、若屬權勢家、若屬他寺他門、雖爲聊事不可致遠亂

妨害事」との一條を加へる事を忘れなかつた。か入る事貨については、第一章に於いて少しく觸れて置いた。

以上の如く、本寺は、本末關係の維持・強化の爲め、末寺の別當職を把握する事によりて、それに成功して來たのであつた。

(略)

右の條々の請文に違背したならば、住持職は直ちに改められても「更不可申子細」との請文を出させて居る。また、大乘院寺社雜事記文明十年十二月廿三日の條には、

横坊善久房福智院地藏堂坊主成之、今日入院了、當堂別當東林院僧正許可也云々、とあり、又、興福寺末寺長谷寺堂社新宮三社の神主は「自別當補任之」して居り、その補任様は長谷寺別賞の有する所であつた。また、大乘院末寺福寺は

「此寺、當門跡別當也」とて、本寺の門跡が末寺の別當職を自ら有して居た。

かかる場合は、「小別當奥發志院持之」とて小別常を派遣して、之れを維持したのである。かくの如く、門跡自身別當職を有する末寺は、小別常を派遣して、之れを維持したのである。かくの如く、門跡自身別當職を有する末寺は、相當の收入があり、又、由緒ある寺であったのである。大乘院末寺薬師寺も、その別當職は門跡の有する所であり、別當職に附隨する收入は莫大なものであつた。その事については、末寺の性

58

真宗教団開展史(畠傍史学叢書)所収の別当・小別当記述。大乘院末寺福寺で門跡が別當職を有し、小別當を奥發志院持之として派遣維持。末寺の別當補任権と門跡管理を論じ、横坊善久房・東林院僧正許可の例を挙げ、他門進出防止のための制度を詳述した寺社史料。

「小別當奥發志院」など、真宗教団開展史(畠傍史学叢書) (75項、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号188.72-Ka71ウ書誌ID000000665088) [国会図書館へ](#)より引用→

右の條々の請文に違背したならば、住持職は直ちに改められても「更不可申子細」との請文を出させて居る。また、大乘院寺社雜事記文明十年十二月廿三日の條には、

横坊善久房福智院地藏堂坊主成之、今日入院了、當堂別當東林院僧正許可也云々、とあり、又、興福寺末寺長谷寺堂社新宮三社の神主は「自別當補任之」して居り、その補任様は長谷寺別當の有する所であつた。また、大乘院末寺福寺は「此寺、當門跡別當也」とて、本寺の門跡が末寺の別當職を自ら有して居た。かかる場合は、「小別當奥發志院持之」とて小別常を派遣して、之れを維持したのである。かくの如く、門跡自身別當職を有する末寺は、小別常を派遣して、之れを維持したのである。かくの如く、門跡自身別當職を有する末寺は、相當の收入があり、又、由緒ある寺であったのである。大乘院末寺薬師寺も、その別當職は門跡の有

する所であり、別當職に附隨する収入は莫大なものであつた。その事については、末寺の性

59

多聞院索引など所収の発心院善堯房関連仮説。発心院善堯房（良乗、法眼）を二階堂分流末茂流とし、兄圓玄（大僧正、興福寺別当、東北院）の弟として位置づけ、門跡・院家相承と橋本（坊官・沙汰人・神人）の在地系列継承を推定した系譜史料。

仮説2

多聞院索引より引用で、発心院善堯房（187項、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号210.48-E38t-Tk書誌ID000000871371）[国会図書館へのリンク](#)
→大乗院寺社雜事記総索引 上巻（人名篇）（198コマ、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号GB231-E1書誌ID000001910703[国会図書館へのリンク](#)）で、良乗は法眼で法名は善堯房→新編纂図本朝尊卑分脈系譜雜類要集 第5巻（故実叢書；第3輯）（56項、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号288.2-To388s書誌ID000000893848）[国会図書館へのリンク](#)
で、二階堂分流の末茂流で良乗（兄の圓玄は大僧正で興福寺別當かつ東北院という記載）。

●簡略図（仮説2）

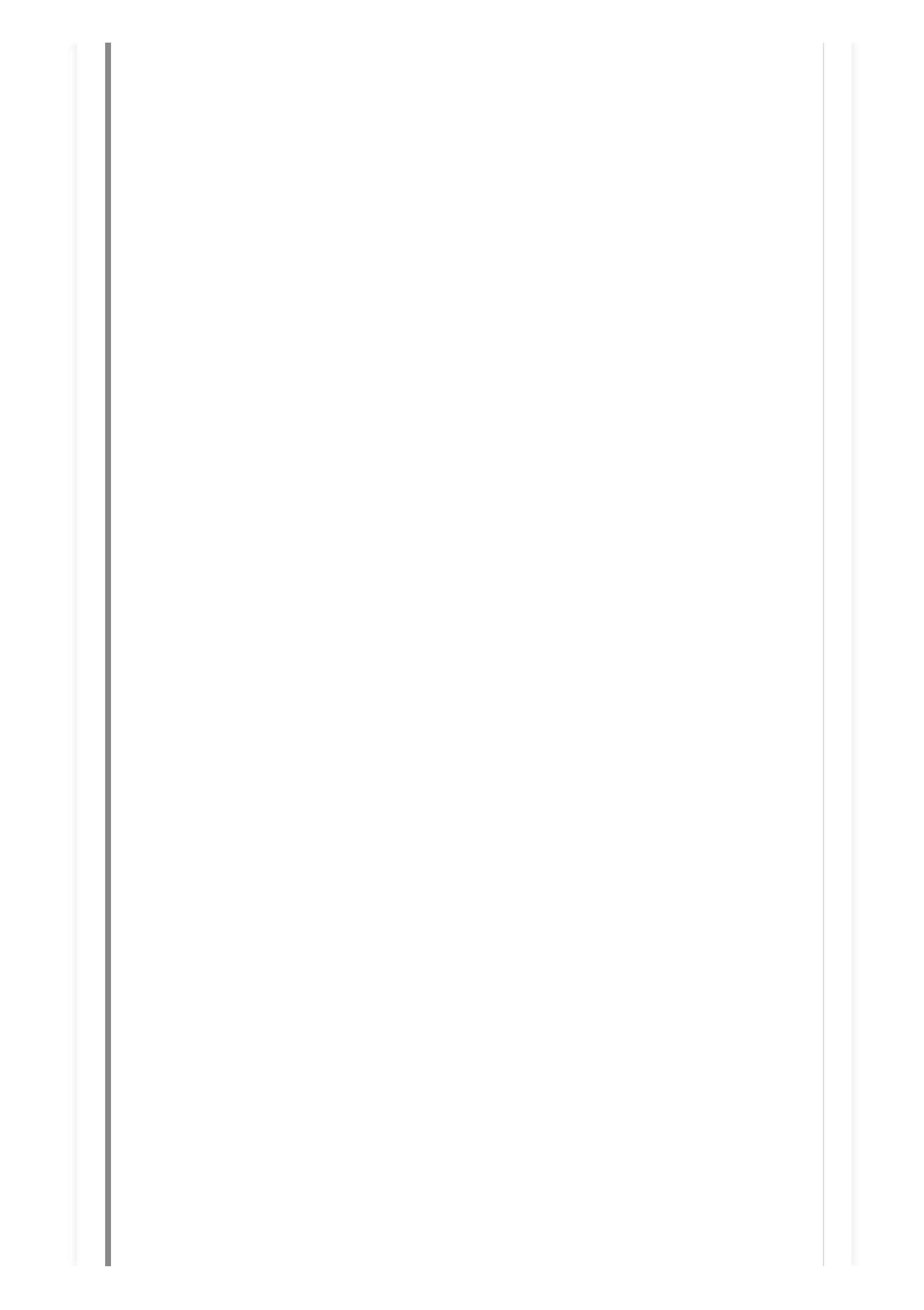
興福寺別當（摂関家・門跡の高位）——弟が（あるいは縁者が）発心院の院主（良乗＝善堯房）

↓（門跡が院家を相次承／院家の菩提・検校所職の配分）
大乗院／発心院と結びつく「院家系列」（例：二階堂分流末茂流）——（院家の内部・被官として）

↓（院家を支える坊官・付属家／在地の実務者）
橋本（=院家に付隨・従属した坊官・沙汰人・神人など）→近世以降に当主名が残る、冷泉家と現在も深い交流がある。

60

大日本史一百二十八所収の洞院家系譜。実兼弟參議実俊を橋本家祖とし、公衡・公宗・実俊・公重などの大臣職継承と建武中謀反・北朝事跡を記す。橋本家の祖先を示す家系史料。



21:19 SOS



01:11:01

VoLTE 43



dl.ndl.go.jp/pid/76



院、玄孫實世、後醍醐帝名臣、所謂洞院左衛門督也。後醍醐以平記下太實藤權大納言、爲數家祖、弟參議實俊爲橋本家祖、實兼生實兼、立太政大臣、實兼公衡左大臣、其孫公宗、建武中謀反被誅、而其子實俊事北朝、至右大臣、公宗弟公重、事吉野行宮爲內大臣、兼季右大臣、爲今出川家祖、家菊亭又稱實雄生公雄、公守、公雄權中納言、爲小倉家祖、公守太政大臣、其子權大納言。

大日本史一百二十八（11コマ、国会図書館デジタル有り、請求記号105-1イ、出版年月日明治40.3、[国会図書館の大日本史一百二十八へ](#)）より引用→

院玄孫實世、後醍醐帝名臣所謂洞院左衛門督也、實藤權大納言、為數家祖實氏生公相、公相生實兼、益太政大臣實兼弟參議實俊為橋本家祖、實兼生公衡、兼季、公衡左大臣、其孫公宗、建武中謀反被誅、而其子實俊事北朝、至右大臣、公宗弟公重、事吉野行宮為內大臣、兼李右大臣、為今出川家祖言為小倉家祖、公守太政大臣、其子權大納

61

鎌宝蔵院槍術所収の宝蔵院財政難記述。胤風急逝後、後見長性房行英が満田家に運営権譲渡、胤憲の継承で無住時代終了。橋本喜久右衛門が奈良奉行所仲介役として宝蔵院流槍術の上覧披露に関与、地域・幕府交流を示す橋本関連史料。

鎌宝蔵院槍術（請求記号FS37-243書誌ID000001537101）より引用[次のページへ](#)
より引用→

宝蔵院は、胤風の急逝によって深刻な財政難に陥りました。遺言により後見となつた長性房行英は、窮状打開のため実家である満田（みつた）家に救済を求め、寺の運営権や屋敷・武具を満田家へ譲渡し、中御門胤武の名跡を満田家が継承することになりました。しかし満田家に適任者がすぐに見つからず、宝暦六年（1756）に満田家の権右衛門胤勝の三男・胤憲が十一歳で出家して後を継ぎ、長年続いた無住の時代に終止符を打ちました。この間、多くの古文書や什物が失われたと伝えられます。胤憲は成長して宝蔵院の院主となり、境内の社殿再建や門人の結束に尽力しました。奈良奉行所との関係では、橋本喜久右衛門が仲介役となり、幕政期の武術上覧で宝蔵院流の槍術が披露されるなど、地域と幕府役人の交流も深まりました。

62

大乗院寺社雜事記 第4巻（文正元年六月）所収の横田庄人夫記述。今出川殿・田能村法眼への大和瓜進上に関し、横田庄人夫（発志院関連）の動員を示す門跡公事記録。

横田庄人夫。

大乗院寺社雜事記 第4巻（文正元年六月）（73項、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号210.46-D18-T書誌ID000001062235）

[国会図書館へ](#)より引用→

文正元年六月十三日

一五重門讀誦之慈恩法樂、

一京上瓜十合今出川殿、五合田能村法眼宰領慶力、横田庄人夫・若槻庄人夫・大市庄人夫、大和瓜十合進上仕候可然様可令披露給、尋尊恐惶謹言、

六月十三日

人々御中

大和瓜十合四籬、御進上候可被取進候隨而雖左道至候二籬被遣候之由被仰出候也、恐々謹言、

六月十三日 尊譽

田能村法眼御房

一日次瓜八十到來、先口共三合二十合也。

一夜入安位寺殿入御、古市御共、高田瓜井植被持

※分析注：橋本家の拠点である「横田庄」の人夫が門跡の公事（瓜の進上）に動員されている実態を示す。

63

講座日本荘園7近畿地方所収の大和国横田荘構造と変遷。添上郡発志院町一帯の興福寺子院発志院領として成立、仲安院主の東大寺紛争、鎌倉期実尊・円実継承による大乗院領転換、嘉元四年検注、均等名制度、応仁期村落変革で発志院村形成を示す荘園史。

講座日本荘園史 7 (近畿地方の荘園 2) (国会図書館デジタルコレクション有り、出版年月日1995.3請求記号GB245-E5、[国会図書館へ](#)) より引用→
大和国横田荘の構造と変遷

荘園の概要

添上郡に位置した横田荘は、現在の大和郡山市発志院町一帯にあった中世荘園である。当初は興福寺の子院である発志院の所領であったが、13世紀初頭に大乗院

の支配下に入り、16世紀末まで継続した。

成立過程

発志院領としての具体的な成立時期は明確でないものの、寛弘年間(1004-1012)には既に荘園の原型が存在していたと推察される。この時期、発志院院主の仲安が東大寺との間で香菜役納入を巡る紛争を起こしており、当地における領主的地位を有していたことが確認できる。

紛争の背景には、この地域に東大寺の香菜免荘園が重複して存在したことがある。この対立は藤原氏の氏長者による裁定で一応の決着を見たが、12世紀後半には東大寺への寺役納入が滞るようになった。

大乗院領への転換

発志院院主の地位は、鎌倉初期に実尊(松殿基房の子息)に継承された。実尊の死後、その弟子である円実(九条道家の子息)が院主職を継ぎ、これにより発志院は大乗院の兼帶するところとなった。こうして横田荘は大乗院領として組織されることになる。

嘉元四年検注の実施

嘉元四年(1306)から翌年にかけて、大乗院は菩提山正願院の僧である印専・頼因に命じて検注を実施させた。この検注により作成された諸帳簿は、以後の荘園支配の基本台帳となった。

主要な帳簿として、取帳(耕地の実態調査記録)、土帳(簡易な絵図)、名寄帳(名単位の整理台帳)、目録(支配・収取の大枠を示す台帳)が作成された。

荘園の地理的特徴

横田荘は大和盆地東部のほぼ平坦な地域に立地していた。北側には菩提仙川が流れ、これが若槻荘などとの境界となっていた。耕地は田地が畠地を大きく上回り、畠地は灌漑条件の悪い場所に帯状に分布していた。

14世紀初頭の段階では集村形態ではなく、散村ないし疎塊村の様相を呈していた。荘の中心は「庄垣内」と呼ばれる地域で、ここに正福寺と八王子社が所在していた。

均等名制度の構造

検注の結果、荘内には十個の名(七つの完全な名と六つの半名)が編成された。各名の規模はほぼ均等で、約2町3反程度であった。この均等名制度の主な目的は、人

夫役などの課役を円滑かつ公平に徴収することにあったと考えられる。

名の構成は、必ずしも名主個人の所有地のみからなるのではなく、複数の莊民の所有地を組み合わせて編成されていた。一名あたり平均4、5人の所有地から構成されていたと推定される。

年貢と公事

年貢は定田畠から徴収され、総額は122石余りであった。室町期にはこれが「定米36石」と「御米84石」に区分された。定米は発志院の仏事・法会費用として用途が特定されており、御米は門跡の裁量で使用された。

公事としては、瓜代銭、歳末銭、草用途、ワラ、コモ、柴などが反別で賦課された。しかし均等名制度の主眼は、これら金銭的公事よりもむしろ人夫役の円滑な徴発にあったと考えられる。

負所の存在

莊内の一部の田地には、大乗院以外の負所が得分権を有していた。最大のものは興福寺寺務機関への進官田で、8町7反余に及んだ。その他、福田院、不退寺、勸学院なども負所として田地に対する得分権を保持していた。

これらの負所は、律令制以来の要脚田や免田の名残りと判断される。先進地帯に成立した畿内莊園の特徴として、古代の土地制度の痕跡が刻まれていたのである。

応仁期の村落変革

15世紀後半の応仁・文明期に、横田莊は大きな変革を経験した。この時期、莊民の多くが隣接する一乗院領中莊内に移住し、そこから横田莊へ出作する状況が生じた。

これは両莊の莊民が共同で環濠集落を形成したことを示唆している。同時期に莊内には新たな溜池が築造され、灌漑体系の全面的な再編が行われたと推定される。散居形態から環濠集落への集住は、生産条件の向上と安全な生活の確保を目指した在地の主体的行動であった。

その後、横田莊民は独自の環濠集落を建設し、発志院村として独立した村落を形成していく。莊園領主の統制力は後退し、村落の再編は在地社会の自律的な動きとして展開されたのである。

以上、横田荘の成立から中世後期の変容まで、荘園構造の特質と歴史的展開を概観した。均等名制度や負所の存在、そして応仁期の村落変革など、中世荘園社会の諸相を具体的に示す事例として重要である。

64

寺社荘園の成立と領有要約。寺領荘園の末寺・院家制度、門跡寺院の宗教的権威による支配と経済基盤、三宝物互用禁止、籠名・神輿動座の制裁手段を論じ、門跡特権的地位と院家相承を示す寺社史。

寺社荘園の成立と領有

注記:講座日本荘園史2(荘園の成立と領有)（国会図書館デジタルコレクション有り、出版年月日1991.2請求記号GB245-E5、[国会図書館へ](#)）からの知見に基づく著作権に配慮し、原文の内容を要約・解説する形で文章を作成いたします。

寺領荘園における宗教的権威と経営システム—門跡寺院の特質について

中世の寺領荘園経営に関する学術研究によれば、寺院が所有・管理する荘園には、世俗領主の荘園とは異なる独特の支配構造が存在していました。

寺院経営の基本構造

寺院では、本寺と末寺の関係が重要な意味を持っていました。研究によると、末寺は単なる宗教的な従属関係にあっただけでなく、経済的にも本寺を支える「寺財」の一部として認識されていたことが史料から確認されています。末寺からの年貢は本寺の法会や維持運営に不可欠な財源となっており、本寺はこの収入を確保するため、時には朝廷に訴訟を起こすほど末寺領の支配権を重視していました。

院家制度と財政運営

寺院内部では「院家」と呼ばれる組織単位が形成され、これらが寺領荘園の経営を請け負う体制が発展しました。院家は寺院政所からの委託を受けて荘園経営に参画し、その経済力が寺院全体の財政を支える重要な役割を果たしていたことが指摘されています。

宗教的権威による支配

特筆すべきは、寺院が「籠名(ろうみょう)」という独特的制裁手段を持っていた点です。これは、年貢未納などの違反に対し、対象者の名前を堂内に籠めて呪詛す

る行為で、宗教的恐怖による強制力を發揮しました。また「神輿動座」という、神輿を朝廷に担ぎ込む示威行動も、寺領回復のための強力な手段として用いられていました。

三宝物の理念と「互用」禁止

寺院財産は「三宝物」(仏宝・法寶・僧寶に属する財産)として、他目的への流用(互用)が戒律で厳しく禁じられていました。寺院側は、この原則を根拠に、国司による寺領への課税なども「互用」の罪として批判する論理を展開していたことが史料に記録されています。

門跡寺院の特権的地位

こうした寺院経営システムの中で、特に皇族・摂関家出身者が住持する門跡寺院は、強固な宗教的・政治的権威を背景に、末寺ネットワークと荘園経営を通じて、世俗の権門に匹敵する経済基盤を確立していました。門跡寺院の血縁関係者や関係者は、この特権的地位の周辺に位置づけられる存在であったと考えられます。

まとめ

以上の学術研究が示すように、中世の寺領荘園は、宗教的権威・戒律・本末関係・院家制度などが複合的に機能する、世俗荘園とは本質的に異なる経営体系を持っていました。門跡寺院に連なる家系を主張する場合、こうした寺院社会特有の構造的背景を理解することが重要です。

65

平安遺文第10巻所収の補遺文書。寛治四年-永長元年の土地取引で、源太郎賣渡了の坪内中貳段、發志院肥前君の買得と沽却、僧快智の賣人花押を含む田地賣券。他の刀禰乙犬丸解・田畠譲與など源太郎関連の譲渡・免除請願を示す平安期荘園史料。

平安遺文第九巻（162コマ、国会図書館デジタルコレクション有り、請求記号210.36-Ta573h出版年月日1957国会図書館へリンク）より引用→

下記の情報は平安時代の源太郎についての情報で「〇〇」の箇所は塗りつぶされてる箇所で、付記事項は括弧書きで示しています。平安遺文第10巻より→
①1つ目の取引→ 補遺ノ二(寛治四年-永長元年)

先例〇〇奉下之狀如件、

寛治四年〇〇

大祝大舍人〇〇 宮司正六位上吉美侯〇〇

「吉田宮印」十二アリ。

●四六五五 山城國八瀨刀禰乙犬丸解 青蓮院吉水藏菩薩釋義紙背文書

八瀨刀禰乙犬丸解 申請青蓮房價都御房政所裁事請被殊蒙慈恩、任本免除道理、事子細令申大僧正御

室給、早令免除俄杣夫役充責凌、不安愁狀、

右、乙犬丸謹檢案内、年來之間、爲彼里刀禰職、尤偏所被免除雜役也、然今年始俄充負杣伐夫役、所被責凌櫟、甚以非例尤深、只寺家下部等上下之間、供給等勤仕之、於此杣条者、爲愁不知之、又子童太郎丸、爲彼里交衆、勤仕座役、主酒肴事六度也、然秦重行无指座役酒肴之勤、常論企座条、甚无其謂、如此所ハ、以座役功勞、所号座土也（マ）、望慈恩、任道理、子細令申徹大僧正御室給、且被免除件袖役、且又被停止件重行非道座論、如本道理、被令著座者、將仰正道之貴、彌知御威之強、〇〇(勤力)事子細、謹解、

寛治六年九月三日 刀禰乙犬丸

●四六五六

讓與 田畠事

合參拾參町者 字井上庄

在山邊郡北郷六条村

右、伴田畠者、僧院照之相傳私領也、而於本券者、以天喜二年之比、藤原季高盜取、構成謀書、爲已身之指過新、指置於貴家之由風聞、雖然在地證署明鏡也、相具紛失狀、依爲入室弟子、永讓與價彙與畢、早致沙汰可領掌之狀如件、仍爲後代證驗、讓狀如右、

永長元年五月十八日 價在判

●四六五七僧快智田地賣券 角田文衛氏所藏文書

〇〇所領田壹段事

（「此坪内北端貳段社部宮童賣渡了、」）三条四坊柒坪南邊者（「此坪内中貳段源太郎賣渡了、」）

〇〇者、發志院肥前君御手自限直伍〇〇地所買得也、而依有急用、沽却於〇〇院畢、仍爲後代證驗、新券文〇〇至本公驗者、依有類地、不能副渡〇〇分文、以解、

承德二年十二月五日

賣人價(花押)

(裏)「快智」

全紙面ヲ×ニテ消シ 「東大寺印」八アリ。

●四六五八 東大寺般若會支度下行日記 東大寺新收文書

(端裏)「般若會支度」

般若會料方~下物日記

合

三斗御佛供 五石樂人雙新

六石八斗例堂供 桶三口敷設運食料

口別三升四合恒例二升一帖（マ~）

桶六柄樂人菜料 桶八柄二口樂人草手料

桶四柄四口執蓋沓手料 桶二柄二口執蓋饗料

六斗佛後掃除食新若桶殿 庭造工食料 桶二柄三口

已上米十二石一斗 桶廿五（六）（二）柄一口

康和二年九月

花嚴會支度

（正吉）中樂饗料七石六斗一升五合四夕、但二度料、可下七石
祿十石爲忠沙汰

（友正）中樂開天人等日中饗九石一升六合可下七石 信正沙汰

（爲國）小沸二石一斗二升七合一夕（八）（二）如員可下敷 久時沙汰

（本正吉）勅樂饗二度料十石三斗七升之菅直三石（可下七石）二斗五升（正吉沙
汰）

（吉忠）造花人石七升五合之中紙廿帖代三石（可下五石）吉忠沙汰

②2つ目の取引→（延久五年なるべし。）

●補一七七 傳燈大法師覺曜申文案 青蓮院所藏文書

傳燈大法師覺曜誠惶誠恐謹言

請被殊蒙 鴻恩、先師賴慶所領田畠任付屬旨、賜

寺家 御判 ○○

在近江國神崎郡垣見○○鄉等（小祿二）

四至在本公驗、

右、謹檢案内、件田畠者、先師賴慶買取○○（之カ）後、領掌年望請尙矣、而賴慶以
永保元年永○○覺醒既了、（望請）今又賜寺家任御判（任付屬旨、賜者將）欲

（二）爲永代公驗、覺隆誠惶誠恐謹言、

應德二年九月九日 傳燈大法師覺○○

●補一七八

陸奧守源義綱書狀動 九條家本九條殿記裏文書 罷下之後、依神拜并御馬齋、于今
所不申事之由也、爲恐~、抑源○○（前司カ）分附帳、館燒亡之次、燒○○已了、
殿邊許文書等○○所被仰也付助經可下○○、尤所望也、恐恐謹言、

（寛治七年カ）正月五日 陸奧守源（花押）

謹上 前兵衛佐殿

（源義綱、寛治六年末に陸奥守に任す。）

●補一七九 僧俊慶田地處分狀 大東急記僧俊慶田地處分狀念文文書

處分

寺邊田事

(「此坪內中貳段源太郎賣渡了」) 合伍段在左京參條建坊柒坪內 (「此坪內北端貳段物部宮童賣渡了」)

右件田、先師故北院僧都未處分之內也、今處分深禪君、至于本券、依有類地、不副渡、但存日處分有相違之日、可改充他人之狀如件、

嘉保三年正月廿七日

大法師「俊慶」

(「東大寺印」八丁アリ。紙面×ニテ消印アリ。)

●補一八〇-一九一 九條殿造營文書 九條家本九條殿記裏文書

可召立石人~

別當使師行 二位中納言

右衛門督使輔範 帥中納言使貞之

中宮權大夫 右大辨

顯實朝臣 兼實朝臣

長忠朝臣 宗信朝臣

忠教朝臣 家政

行信 懷季

忠仲 家道朝臣

顯仲 家定

今月中可令運也、

(補 永長二年)

召立石人~

諸大夫

能遠朝臣 清家朝臣

知家朝臣 惟信朝臣

盛實 經敏

說長 惟輔

敦遠 俊清

爲隆 朝輔

基綱 棟忠

說定

今月中可令運也、

可召立石人~

別當使師行 二位中納言

橋院信長春日社記録から文永十二年五月の神事記述。橋院信長房得業藝文の僉儀召喚、御遷座次第・神寶奉出を記し、中臣祐賢・神主泰道の役割を示す社家記録。

橋院信長春日社記録 [第1] 第2 (日記 第2) (248項、国会図書館デジタル有り、請求記号175.965-Ka558k書誌ID000000880843、[国会図書館](#)より引用→

文永十二年五月

二〇中臣祐賢記

五月十四日 神主泰道

神主泰道

追申

若宮神主殿同可令存知給候、謹言、

一今日十五日、了賢房五師榮俊、爲寺家御使關東へ立畢、爲御使下向成五師了云々、

一同日、神主泰道蒙寺之御免畢、寺家へ歎申故云々、但集會、未事切也、

一今夕酉刻、自衆徒被命云、今夜亥刻、御遷座可爲必定之由在之、

御遷座次第、亥刻、

大眾參社、自六道止貝了、於南門如例三度同ス、舞殿ノ自東第三間ヨリ僉儀在橋院信長房得業藝文兩惣官隨召テ勸寄庭中、祐賢、住吉明神邊ニ祇候、庭中ニ松明無之、遠例、社家所役次之由眾命粗雖有之、先例不候之由令申間、中網羅出テ二行取之、僉儀終之後、社司參御前、自脇戸參御寶藏、奉出御神寶之事正預祐繼、役送權官祐良、神寶者自南面廻テ持參御前、吐司、自脇戸參御前、其後、常住神殿守春明申祝、例座也、其後、神主泰道東帶、奉下御正躰、雄御神、神殿守等御橋ノ下ニ持立、處ニ奉侍御正肺之、二御殿正預祐繼東帶、三御殿權神主經世衣冠、四御殿權預祐家衣冠、毎殿同前、御神者葉ヲコイチ廣四手ヲ懸之、大社奉下之時へ、若宮御神寶御藏ノ前ニ持立也、自一御殿次第二神寶各先立天出樓門入御移殿、御神寶各二行、御鉢左・御弓矢右、入御移殿、御神寶等役送近代有沙汰、氏人參勤之處、神人直ニ社司ニ渡之、逮例次、祐賢中間ニ參入シテ、雖令申子細、無沙汰也、其後自東之簾比、各出テ、比裏へ廻テ、若宮神寶ヲ先立テ、廻廊之内ヲ南門へ出テ、若宮へ參、社司拜屋ニ祇候、祐賢者參入御内、神殿守春任申祝例座也、其後、祐賢御橋ノンヒヘ參シテ、覆面ヲ垂之、奉下御肺、御棚ヲハ兼テヨリ退了、春任持參御神之處、奉付御正躰了、其後、祐賢奉請取、奉渡移殿也、出南門ヲ、八講屋・舞殿作會ヲ御行アリ、二行-松明在之、兩惣官沙汰也、神人所役所從等、自南門西へ廻也、移殿比ノ東向/簾ヨリ入御、如大社奉祝畢、御神寶役送氏人祐春勤仕、其後、社司等住吉明神邊ニテ以常住神殿守等幹脰、大明神令奉下候了之由、中綱、申觸了、其後閑ニ可有退出之由、聊僉儀在之、先例也、其後退出了、移殿入御以前三守安中臣破勤仕也云々、若宮ニ八無其例也、「兩方ヲ策次」、

大和志料 上巻所収の織田信長興福寺領調査記述。天正八年九月の指出、西發志院年代記を挙げ、惟任日向守・瀧川左近丞の寺領調査と上下萬民の指違無是非を示す信長政権下の寺社政策史料。

織田信長が興福寺領に指摘、大和志料 上巻（23項24項25項、国会図書館デジタルコレクション有り、出版年月日大正3請求記号348-226、[国会図書館へ](#)）より引用
→

ヲ釜口ニ出ス・十九日幕府澤藏ヲ召シ更ニ丹後ヲ攻メシム。澤藏乃チ成兵ヲ當國ニ置京師ニ還ル國中ノ社寺多此時、兵火焼失セリト云フ。永正四年九月更赤澤新兵衛内堀新次郎等ヲシテ當國ニ入ラシム『十市、箸尾、檣原、筒井兵ヲ奈良出之ヲ拒ク、利アラス、十八日京軍東大寺ニ入ル、南都、地悉クコレニ占領セラレ院家在家概ネ打破セラル、又一軍、乾脇衆ヲ攻ム、片岡越智片岡等沒落。是ニボテ赤澤、郡山三、内堀、觀音寺、古市、大安寺三三好後、藥師寺ニ陣シ國中ニ號合セツ十一月十三日國衆悉ク蜂起シテ之抗ス赤澤兵ヲ分テ之ヲ討スルニ會兩畠山ノ和敗此間國衆ノ去就常ナクル擾亂セリ事、興福寺英俊法印永正年間ノ日記ニ詳カナリ。既ニシテ島山高政河内、守護トシテ高屋ニアリ、三好長慶事ヲ以テ高政ヲ惡ミ舍弟實休ヲシテ之ヲ攻メシム此時當リ大和ノ國衆、大抵畠山氏ノ爲メニ城守ス。永祿二年六月長慶其臣松永久秀ヲシテ大和ニ入ラシム先ツ郡山城ヲ陷レ進ンテ十市城ヲ攻ム、十市支フル能、斯身ヲ以テ多武峯ニ遁松永勢ニ乘慈恩寺秋山ヲ降シ之ヲ攻ム、利アラス、退テ兵ヲ泊瀬三輪櫻井二分チ再舉ヲ圖、此際安倍、文殊堂兵火ニ罹ル三年松永、南都眉間寺ニ城ヲ築キ之ヲ多聞城ト號ス。コレニ居リ時々兵ヲ出シ國衆ト戰ウ。八年五月十九日松永、三好、三人衆ト謀ツ將軍義輝ヲ弑ス既ニシテ三人衆松永ト隙アリ多武峯ト合力シ之ヲ攻メントス。九年五月松永出テテ河内ニ赴キシモ志ヲ得スシテ堺ニ入り再多聞城ニ還リシカ、十年十月三好、兵之レヲ討セントシテ來リ東大寺ニ屯ス松永襲フテ之ヲ敗リ終ニ伽藍ヲ火其顛末、棕橋東坊、天正十三年四月筆記ニ詳カナリ、宜ク本書就テ見ルヘシ十一年尾張、織田信長足利義昭ヲ奉シテ入洛シ近畿ニ號合スルニ及ビ松永款ヲ納信長命スルニ武力ヲ以テ當國ヲ取ルヘキヲ以テス松永因テ兵ヲ國內用と己レニ服セサルモノヲ攻ム是ヨツ先き筒井順昭畠山氏ニ屬シテ數、松永兵ヲ交フルモ志ヲ得能ハス、卒スルニ臨ミ老臣一族ニ遺命シ子順慶ヲ輔佐シ松永ヲ滅スヘキヲ以テセラル。永祿十二年順慶松永ト法隆寺並松ニ戰爾後互ニ勝敗アリ。元龜三年信長命シラ和ヲ成サシム、國內暫ラク小康ニ屬セリ後チ松永事ヲ以テ織田氏ニ叛クニ及ニ織田信忠細川明智ノ諸將ヲ率キ順慶ヲ嚮導トナシ之ヲ信貴山城に攻ム、城陥リ松永自殺ス。實三天正五年十月ナリ是ニ於テ松永所領、當國ニ在ルモノ及北畠氏、麾下屬スル宇陀山邊三郡ヲ界ケ之ヲ順慶興フ。

信長ノ政ヲ近畿ニ行フヤ惟任光秀瀧川一益ヲ遣、シ當國、土田ヲ檢覈セシム東大寺薬師院舊記ニ「天正八年十月庚辰當國《信長御内惟任日向守瀧川左近丞兩寺被相越興福寺成身院吉祥院ニアリテ一國の差出ヲ撰ラ昏書出年貢如何程ト算合アル也

兩寺門跡院家無殘也跡家福也上下萬民之指違無是非次第也,又興福寺西發志院年代記三天正八年九月國々指出在之大大和國衆高田戒重大佛供生害」、見ユ。此時,調査ノ頗嚴密ナリシハ當時法隆寺ヨリニ將ニ提出セッ寺領ノ注進文ニテ知ラレタリ隆文職待信長嘗テ佛徒,横暴ニシテ土地ヲ隱蔽シ敢私慾ヲ貪ルヲ惡ミ大ニ削殺ヲ加ヘントシテ殊ニニ將ヲシテ先ツ其收入ヲ調査セシメシモ不幸弑逆三遭と之ヲ果サス他日豊臣秀吉全國ヲ檢地シ社寺ノ所領ヲ削減セシ八郎チ信長ノ志ヲ成セルモノナリ。光秀其君信長ヲ裁スルニ及と使ヲ筒井ニ來タシ陷ハスニ利ヲ以テシテ己レヲ援ケシメントス。順慶老臣ノ策ヲ用キ竊ニ首鼠兩端ヲ持シ終ニ豊臣氏ノ恩ヲ市秀吉因ラ舊ニ仍リ當國ヲ順慶與十二年順慶卒シ義子定次嗣ク『十三年秀吉命シラ定次ヲ更ニ伊賀三封シ、舍弟秀長三大和紀伊和泉ヲ與〈郡山二治セシム。十九年秀長卒シ子秀俊嗣。文祿三年天死シ嗣絶エ國除カレ増田長盛ヲ郡山ニ在番セシメ三國,政ヲ行ハシム。四年秀吉命シテ全國ヲ檢地セシム夫大化班田收授ノ制弛ミショツ豪族ノ兼併院家ノ隱蔽トナリ、田畝,反別歲入得テ詳カニスル能ハス。其當國ニ於ケルモノ、和名抄三田數一萬七千九百五町九段百八十步下記、色葉字類抄三八本田一萬七千七百五十町トアレトモ何レノ時ノ調査ニ依レルヲ知ラス東鑑太平記ニ據ルニ鎌倉幕府合シテ諸國,田交ヲ作ラシメシコトアルモ其書今傳ハラサレハ之ヲ知ルニ由ナシ是至り豊臣氏天下ヲ檢知シ當國ニ於テ四十四萬八千九百五十石ヲ得タリ其石率ニ依リ計算ヲ加ヘ、田畝,概數知ルヘキナリ。

關原,役長盛敗走高野山三赴き郡山城主ナシ、徳川家康筒井ノ名族ニシテ血食セサルヲ悠ミ、族子定慶、慶之ヲ召シ二百石三十六騎宛ヲ附シテ郡山城三在番セシム舊臣稍來屬シ再に家名ヲ恢復セントスルニ方リ會、大阪難起レリ、大野主馬使ヲ郡山來タシ義故ヲ斜合シ來援セシメントス、定慶徳川氏,恩義ヲ思之ヲ謝絶ス、大野怒り筒井ノ舊臣箸尾等ヲ嚮導トシ郡山ヲ攻ヌシム、定慶敵スヘカラサルヲ知リ郷里福住走り、慶之、南都隠ル、大阪/兵郡山ヲ燒更三南都三及ホサントス、家康

伏見=在リ大和ノ動亂ヲ聞キ水野氏ヲシ

8:46 ⚡ 🎵 🎥 🌃 🔍 15 分) VoLTE LTE 70



dl.ndl.go.jp/pid/91



ヲ釜口ニ出ス。十九日幕府澤藏ヲ召シ更ニ丹後ヲ攻メシム。澤藏乃チ成兵ヲ當國ニ置キ京師ニ還ル。國中ノ社寺多ク此時ノ兵火ニ焼失セリト云フ。永正四年九月更ニ赤澤新兵衛内堀新次郎等ヲシテ當國ニ入ラシム。十市、箸尾、櫛原、筒井兵ヲ奈良ニ出シ之ヲ拒ク、利アラス、十八日京軍東大寺ニ入ル、南都ノ地悉クコレニ占領セラレ院家在家概々打破セラル、又一軍ハ乾脇衆ヲ攻ム、片岡越智片岡等沒落ス。是ニ於テ赤澤ハ郡山ニ、内堀ハ觀音寺ニ、古市ハ大安寺ニ、三好守後ハ藥師寺ニ陣シ國中ニ號令セリ。十一月十三日國衆悉ク蜂起シテ之ニ抗ス。赤澤兵ヲ分テ之ヲ討スルニ會、兩畠山ノ和敗ル。此間國衆ノ去就常ナク頗る擾亂セリ。事興福寺英俊法印永正年間ノ日記ニ詳カナリ。既ニシテ畠山高政世ノ孫河内ノ守護トシテ高屋ニアリ、三好長慶事ヲ以テ高政ヲ惡ミ舍弟實休ヲシテ之ヲ攻メシム。此時ニ當リ大和ノ國衆ハ大抵畠山氏ノ爲メニ城守ス。永祿二年六月長慶其臣松永久秀ヲシテ大和ニ入ラシム。先ツ郡山城ヲ陥レ進シテ十市城ヲ攻ム、十市支フル能ハヌ身ヲ以テ多武峯ニ遁ル。松永勢ニ乘シ慈恩寺秋山ヲ降シ之ヲ攻ム、利アラス、退テ兵ヲ泊瀬三輪櫻井ニ分チ再舉ヲ圖ル。此際安倍ノ文珠堂兵火ニ罹ル。三年松永、南都眉間寺ニ城ヲ築キ之ヲ多聞城ト號ス。コレニ居リ時々兵ヲ出シ國衆ト戰フ。八年五月十九日松永、三好ノ三人衆ト謀リ將軍義輝ヲ弑ス。既ニシテ三人衆松永ト隙アリ多武峯ト合力シ之ヲ攻メントス。九年五月松永出テテ河内ニ赴キシモ志ヲ得スシテ堺ニ入り再ヒ多聞城ニ還リシカ、十年十月三好ノ兵之ヲ討セントシテ來リ東大寺ニ屯ス。松永襲フテ之ヲ敗リ終ニ伽藍ヲ火ク。其頃末、棕橋東坊ノ天正十三年四月筆記ニ詳カナリ、宜ク本書ニ就テ見ルヘシ。十一年尾張ノ織田信長足利義昭ヲ奉シテ入洛シ近畿ニ號令スルニ及ヒ

68

多聞院日記所収の西ハシノキン（西発志院）関連記述。天正六年正月の修正沙汰・餅、天正六年十一月の赤飯・大會方報答、天正八年十月の興尋専賢房死去、天正七年三月の報恩講、天正三年閏正月の仁王經など、西ハシノキンの法会・葬礼を示す寺社記録。

多聞院日記 第3巻(巻24-巻31) (3項、国会図書館デジタルコレクション有り、出版年月日昭10至14請求記号640-324、[国会図書館へ](#)) より→天正六年正月
十八日、大御堂修正出了、上七人也、専教房、迄御出了、餅卅枚在之、
一於大乘院轉讀大般若經在之、出了、六十人余被出了、
一日中後爲母儀大政所御見廻御上洛了、銀四枚渡了、
一ハシノキン修正沙汰之、餅八十枚被送之、十五枚支配在之、
午ノ日也、大導師沙汰之、三百文、フセ代六斗送之、出仕ニ斗ッ、在之、觀音繪
像寶藏院ニテカル、餅玉遣之、木像南井坊ニ借之、堯蘭上了、
十九日、於觀禪院信讀經在之、出了、從曉大雨下了、

9:05



01:15



66



dl.ndl.go.jp/pid/12



十五日、粥如常、月十三鐘ノ過ニ明ニ山ヘ御入、一
段珍重、五穀成就無疑、夜中ニハ大風吹了、
十余人雇信讀之、又六下了、
十六日、明王院報恩講不出、廿人計各來、悉讀了、大
政所少甘故御上洛延引了尤珍重、
一ソケン五十メ入、袖一服半、ハタ袖ヨリホソ物
出ル、エリ五寸ニタツ、裳マルモ一丈二尺モノ
ふるいて九寸、身袖ヲクヒ四尺三寸ツヽニタ
ツ、ハタ袖九尺ニ取了、エリノマハリノ用也、身
ノふるいてたて三尺五寸五分也、あやノけさ
八尺五寸、代一石、ホタクニカラクサ、大きニふるわ
せ了、ぬいちん一斗、ソケンハ絹ノ代一石八斗
五升、テマ一斗二升、以上三石七升入調テ、門跡
へ上之畢、
一去十四日、箸尾筒井入魂ノ礼於中坊在之、
一龍王城今日ヨリ破之云々、爲國尤珍重、
一大乘院御内衆广尼珠院へ請用トテ、長賢房モ
一出了、雪下了、

天正六年正月

一上權來了、
十七日、知足坊地藏講來了、來題聞言說、
大乘院殿へ明日之道具ワン・ヲシキセ流、皿三
百引物皿五十、ユツキミ、銚子錠ニ具、センタナ
ニキヤク調上了、
一小塔院へハカ參沙汰之、次ニ大乘院へ見廻了、
十八日、大御堂修正出了、上七人也、專教房ヽ、迄
御出了、餅卅枚在之、
一於大乘院轉讀大般若經在之、出了、六十人余被
出了、
一日中後爲母儀大政所御見廻御上洛了、銀四枚
渡了、
一ハシノキン修正沙汰之、餅八十枚被送之、十五
枚支配在之、
午ノ日也、大導師沙汰之、三百文、フセ代六斗送
之、出仕二斗ツヽ在之、觀音繪像寶藏院ニテカ
ル、餅五、遣之、木像南井坊ニ借之、堯蘭上了、
十九日、於觀禪院信讀經在之、出了、從曉大雨下了、

69

奈良県史第六巻所収の四寺僧領・官人領と香菜免庄・進官庄形成記述。寺僧・官人の負名、田堵の小経営、俗名（永富・常富）から寺僧への移行を示し、仮名使用と官人領の特徴を論じる莊園制度史料。

奈良県史第六巻寺院（18項、国会図書館デジタルコレクション有り、出版年月日1991.6請求記号GC174-84、[国会図書館へ](#)）より→四寺僧領・官人領と香菜免庄・進官庄の形成

四寺僧領・官人領と香菜免庄・進官庄の形成

前項の興福寺維摩会料所の御園では、寺僧、中・下級官人等が「主人」として「従者」をもっていた関係をみたが、従者は「寄人」とも称されていたにしても、彼等はその田島(公田島)を公驗によって「個掌」していたものでいわば田堵であったといえよう。

主人の寺僧や官人が負名と考えられることは前記したが、官人の負名としては大和では山村氏が有名となっている。同氏の大田犬丸名(負田)についてはすでに稻垣泰彦氏等によって究明されているところであるが、氏は東和六年(一一四)の小東庄白米免田負所名注文案(『平安遺文』四の一五三三号)の分析「大田犬丸名の構成」のなかの註七で「彼等(山村吉則子か)の所領経営が領主の直接経営ではなく、その下に独立した農民の小経営をふくんでいたことも泉谷氏をはじめ最近の業績の示すところ 彼等の所領は開発によるものではなく、その経営もほとんどは直接経営ではなかった。また所領から上の収入もさして大きいものではなかったろう」と述べていられるが、右のなかの「独立した機民の小経営」とは田堵のそれであろう。この点平治元年(一一五九)の小東庄名々坪付(『平安遺文』六の二九九八号)の「東大寺小東庄地主之田堵等」として「聖仏房僧都御房御田堵伴吉久」以下があげられているが、この伴吉久等から、田堵は地主(負名)のもとにあった直接経営農民であったことがうかがえよう。寺僧は経営とは直接関係なかったであろうことは明らかである。また一二世紀の史料では小東庄の「地主」(負名)は殆んど寺僧

に変ってしまっている。これに対し十一世紀では俗名の負名が多かった。右の山村氏の場合もそうであるが(もっとも大田犬丸は仮名)、前項の満照他都分付帳引用という東大寺雜役免莊の場合、和運庄については「永富負」、箕田庄では「常富」となっているなどがあげられる。進官庄でも五項のとおり「笠目小二郎」・「和常永」などがみえる。稻垣氏はこれら俗名は仮名であって実は寺であったろうといわれているが、仮名とすれば官人領の場合が多かったのではなかろうか。官人の仮名について戻谷氏は五位以上の私當田は禁止されていた関係で、当該官人の場合は仮名を使用したとされる。しかし一二世紀に入ると前記のとおり史料の上では寺僧儀の増加が見受けられる。この点小東庄でもいいうことであるが、「兵範記」保元三年(一一五八)七月一七日条には「大和国併春日御社興福寺等負所寺他個知無一步公田(下略)」とみえる。しかし寺僧顔の構造をうかがわせる史料は案外少いようである。稻垣氏はそれとして永承二年(1047)の高橋世犬丸田地売券(『平安遺文』三の六四六号)を引用していられる。同売券はつぎのとおりである。

70

大乗院寺社雜事記 第11巻所収の明應六年(1497年)二月横田庄公方御米未進記録。ハシノキン(ハシノキン)衛門九郎・大夫・七郎の米分量(五斗五升四合・九石一斗九升五合・二斗二升六合)を挙げ、沙汰人注進の荘園経済史料。

大乗院寺社雜事記 第11巻 尋尊大僧正記. 10-188(自長祿2年12月至永正元年4月)

(122項、国会図書館デジタルコレクション有り、著者辻善之助 編・校訂請求記号210.46-D18-T、[国会図書館へ](#)) より→明應六年二月

廿九日

一屏風二双帳事專祐仰付之、

一人夫南方辰巳土上之・

一屏風二双ノ(夕直帳之、障子紙二東之内十二、・帖・障子六帖式タナフシ、合四東二帖也、

一横田庄公方御米未進駄沙汰人注進之・給主取

進之、去年辰分、

一石五斗一升八合 タンコトノ

二石八斗二升七合 ミタトノ

四斗五升四合 コウトノ

二石八斗 (ヨシオカ) チフ

五斗五升四合 (ハシノキン) 衛門九郎

合九石一斗九升五合 (ハシノキン) 大夫

二斗二升六合 ハシノキン七郎
四斗六合（ナカンシヤリ）四郎
4石六斗沙汰仕分
合九石一斗九升五合
四石六斗沙汰仕分
二月廿五日 サタ人
以上利分一石三斗二升
都合十二石七斗二升

71天治二年

天治二年（1125年）太政官牒東大寺。別当職補任として權僧正法印大和尚位勝覺を宣奉、左大史・右中辨源朝臣師俊の署名を含む寺社人事史料。

大日本古文書 家わけ18ノ1（242項、国会図書館デジタルコレクション有り、出版年月日1947、[国会図書館へ](#)）より引用→

太政官牒東大寺
應補別當職事
權僧正法印大和尚位勝覺 右權中納言從三位源朝臣雅定宣奉 勅件人宜補彼寺
別當者寺宜承知、依宣行之牒到准狀故牒
天治二年七月廿日從五位下行左大史彙算博士丹後介小規宿禰(花押)牒
從四位下行右中辨兼備前介源「朝臣」(師俊)(自署)

72.門跡と小別当

真宗教団開展史所収の小別当記述。門跡が末寺別当職を保有し、小別当を派遣して管理、相當収入・由緒ある寺を示す寺院制度史料。

笠原一男『真宗教団開展史』（畠傍書房、1942年）によれば、興福寺や大乗院などの門跡寺院においては、門跡自身が末寺の別当職を保有していた事例があり、門跡は「小別当」と呼ばれる代理人を派遣して寺院を管理させていた。門跡が直接別当職を持つ末寺は、相当の収入があり由緒ある寺院であったという。

出典：笠原一男『真宗教団開展史』（歴史学叢書）歴史書房、1942年（[国立国会図書館デジタルコレクション](#)で閲覧可能）

73.橋本又右衛門など、橋本家

橋本家に関する事実。奈良奉行所与力代々、権兵衛政方（陶々斎）の高砂置物依頼、喜久右衛門政孝・平三政和・丈右衛門政済の伴林光平門下、北橋本氏・南橋本氏などの表記を示す家系史料。

橋本家に関する事実

- 家系：代々奈良奉行所与力を勤めた
- 橋本権兵衛政方（陶々斎）：嘉永2年(1849)から杜園に「高砂置物」を製作依頼
- 橋本喜久右衛門政孝：伴林光平の門下
- 橋本平三政和：伴林光平の門下
- 橋本文右衛門政済：伴林光平の門下

- 杜園への鹿彫注文：安政4年(1857)～文久3年(1863)にかけて集中。この期間の注文の約3分の1を橋本家一統が占めた
- 記録での表記：「北橋本氏」「北橋本御氏」「南橋本氏」「池橋本氏」など

※出典：Museum (326) (24項、国会図書館デジタルコレクション有り、出版年月日1978-05請求記号Z11-186、[国会図書館へ](#))

74. 橋本権兵衛政方（陶々翁）に関する事実

橋本権兵衛政方（陶々翁）に関する事実。奈良奉行所与力・数奇者、嘉永二年高砂置物依頼、戒名致教陶盈居士、白毫寺近傍墓所、養子喜久右衛門（藤一、政孝）の宝蔵院流槍術達人・川路聖謨関連を示す個人史料。

出典：一条家領鹿背山焼（118項、国会図書館デジタルコレクション有り、出版年月日1993.2請求記号KB372-E71、[国会図書館へ](#)）より引用→

橋本権兵衛政方（号：陶々翁）

- 職業：元奈良奉行所与力、数奇者
- 嘉永2年(1849)：還暦祝の贈り物として、森川杜園に高砂置物の製作を依頼

- 高砂置物：嘉永2年～嘉永4年にかけて計38軀製作
- 戒名：致教陶盈居士
- 墓所：奈良・白毫寺近傍の骨金堂墓地

橋本喜久右衛門（藤一、政孝、号：帯川、姓藤原本氏二階堂、二階堂流藤原氏中條肥次から橋本家へ養子）

- 関係：橋本権兵衛政方の息子（実子または養子）
- 職業：与力
- 武術：宝蔵院流槍術の奥義を極めた達人
- 記録：川路聖謨『寧府紀事』嘉永2年4月3日条に記載

関連人物

- 橋本藤一：橋本政方の養子（『大和人物志』明治42年、奈良県編による）
- 川路聖謨：奈良奉行（弘化3年～嘉永4年在任）

調査経緯

- 浅井允昌『奈良人形 その歴史と伝統』に陶々翁の記述
- 白毫寺近傍の骨金堂墓地で墓碑発見
- 後裔の橋本輝雄氏（大阪府高槻市在住）より情報提供

※出典：一条家領鹿背山焼関連資料